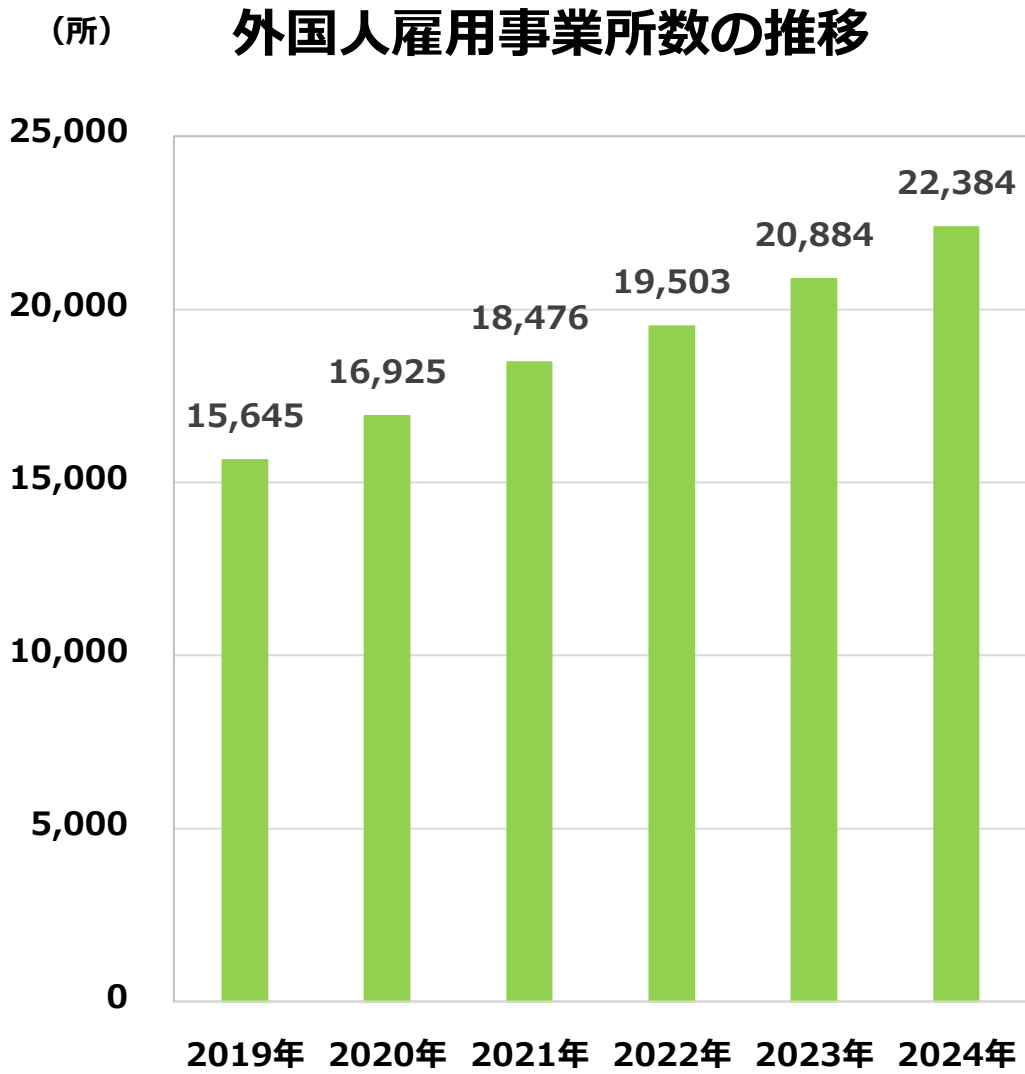
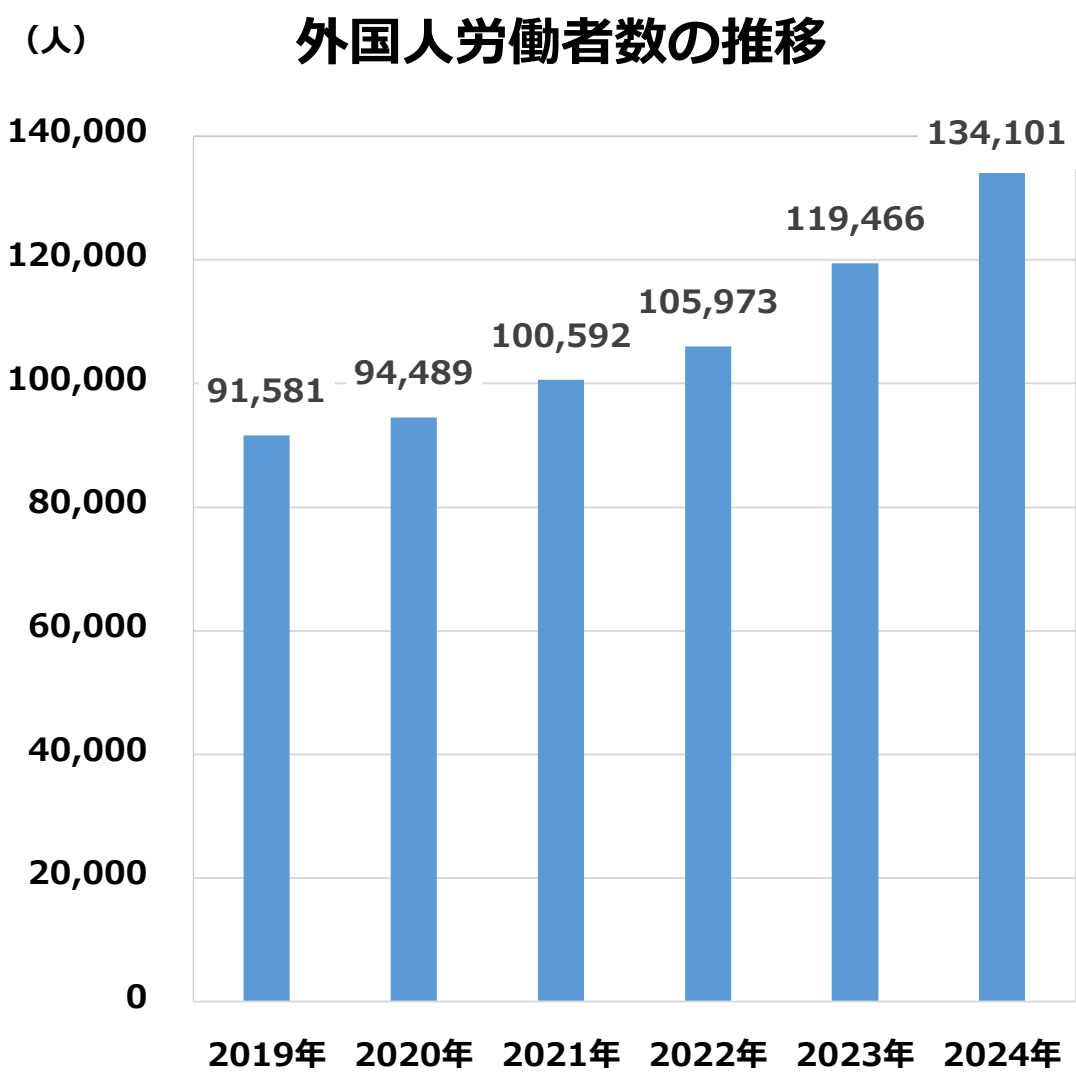


外国人労働者の雇用について

神奈川県労働局 職業対策課
令和7年6月

1 神奈川県外国人労働者数と外国人雇用事業所数の推移



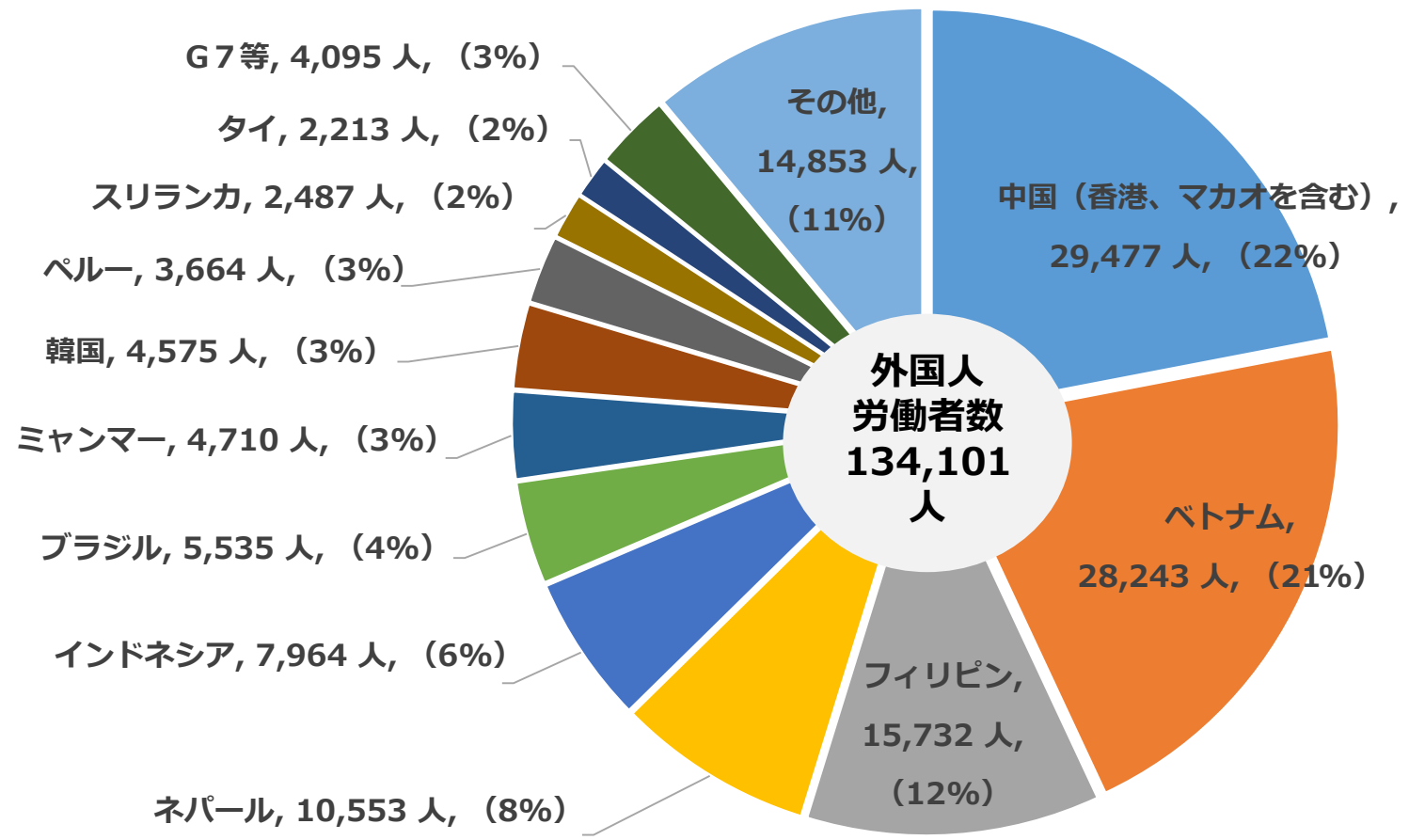
出典：神奈川県労働局「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（各年10月末時点）

2 都道府県別外国人雇用事業所数・外国人労働者数

都道府県別外国人雇用事業所数・労働者数（令和6年10月末時点）

	都道府県	事業所数	外国人労働者数
1	東京都	82,294	585,791
2	愛知県	26,979	229,627
3	大阪府	28,167	174,699
4	神奈川県	22,384	134,101
	全国計	342,087	2,302,587

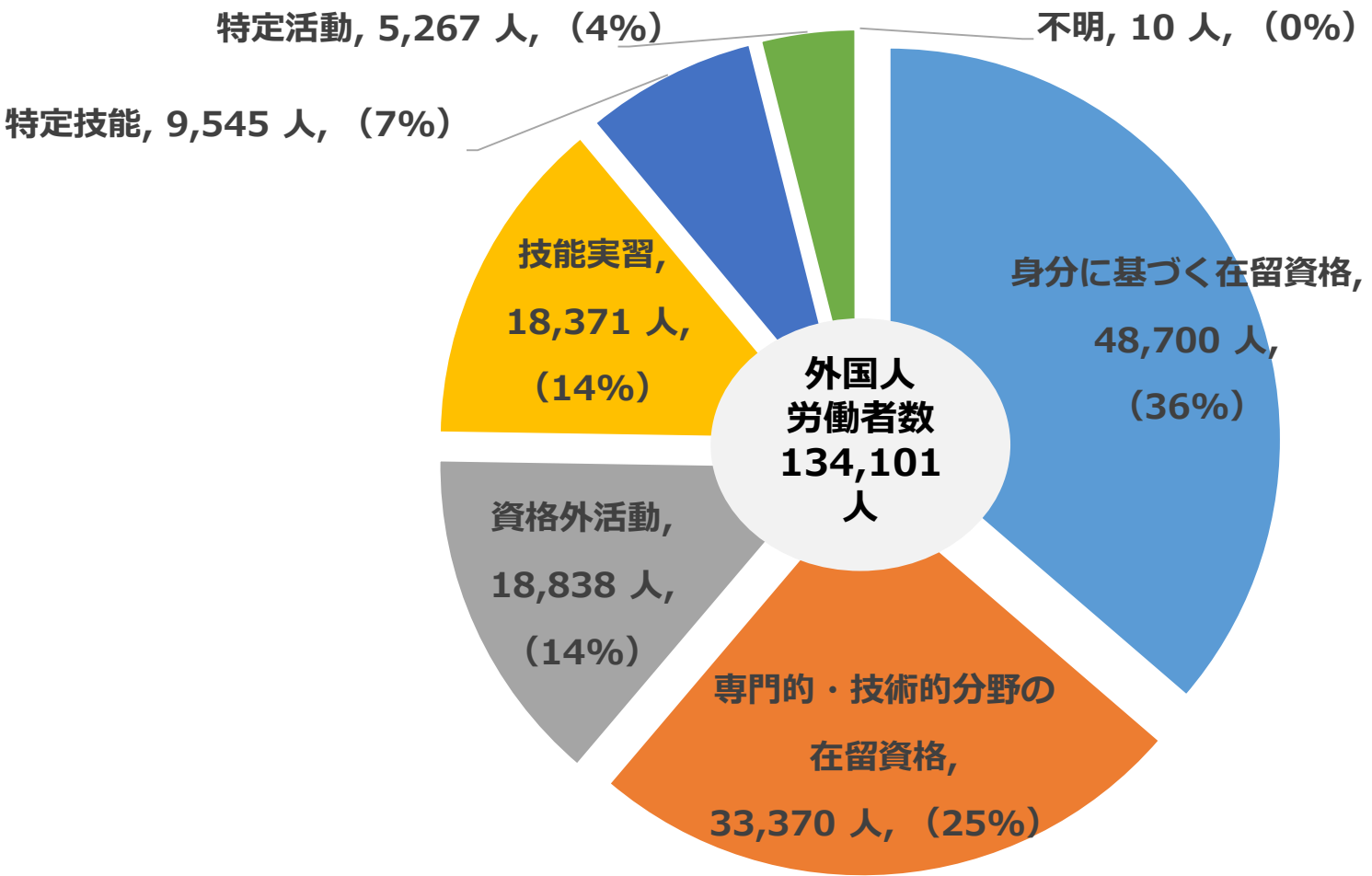
3 神奈川県国籍別 外国人労働者数と割合



増加率が高い上位3か国

1	ミャンマー	4,710人	（前年比46.8%増）
2	ネパール	10,553人	（同 35.8%増）
3	インドネシア	7,964人	（同 34.0%増）

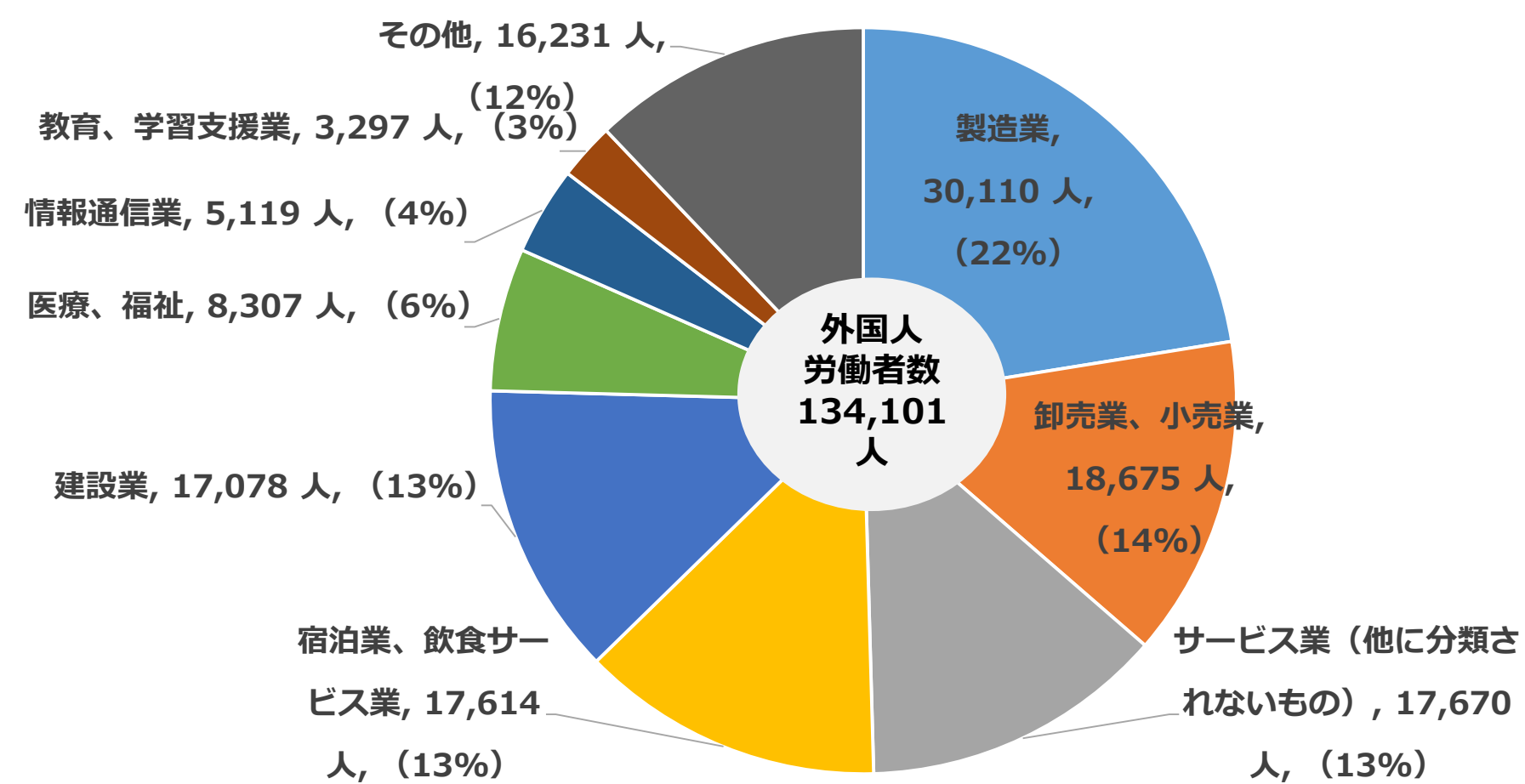
4 神奈川県での在留資格別 外国人労働者数と割合



増加率が高い上位3つの在留資格

1	特定活動	5,267人（前年比22.1%増）
2	専門的・技術的分野の在留資格	42,915人（同 20.0%増）
3	資格外活動	18,838人（同 19.2%増）

5 神奈川県産業別 外国人労働者数と割合



労働者数が多い上位3産業		
1	製造業	30,110人（全体の22.5%）
2	卸売業・小売業	18,675人（同 13.9%）
3	サービス業（他に分類されないもの）	17,670人（同 13.2%）

外国人労働者の雇用管理の改善に関して
事業主が努めるべきこと

外国人労働者の雇用管理改善等に関して事業主が
適切に対処するための指針（平成19年告示）

- 1 外国人労働者の募集および採用の適正化
- 2 適正な労働条件の確保
- 3 安全衛生の確保
- 4 労働・社会保険の適用等
- 5 適切な人事管理、教育訓練、福利厚生等
- 6 解雇等の予防および再就職の援助
- 7 労働者派遣または請負を行う事業主に係る留意事項
- 8 外国人労働者の雇用状況の届出
- 9 外国人労働者の雇用労務責任者の選任
- 10 外国人労働者の在留資格に応じて講ずべき必要な措置

令和7年6月版

外国人を雇用する事業主の皆さまへ

外国人雇用は
ルールを守って適正に

外国人が在留資格の範囲内で能力を十分に発揮しながら適正に就業できるよう、事業主の方が守らなければならないルールや配慮していただきたい事項があります。内容をご理解の上、適正な外国人雇用をお願いします。

以下の2点は、事業主の責務です！

1 雇入れ・離職時の届出

P.2～

外国人の雇入れと離職の際には、その氏名、在留資格などをハローワーク（公共職業安定所）に届け出てください。届出に当たり、雇い入れる外国人の在留資格などを確認することで、不法就労の防止につながります。
また、ハローワークでは、届出を基に、雇用管理の改善に向けた事業主の方への助言や指導、相談した外国人への相談支援を行います。

2 適切な雇用管理

P.10～

事業主が講ずるべきことや、努めるべき雇用管理の内容などを盛り込んだ『外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針』が、労働関係の経済的・社会的な適正並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき定められています。
この指針に沿って、職場環境の改善や再就職の支援に取り組んでください。

▶ その他（ご参照ください）

外国人労働者の雇用管理改善等に係る留意事項・・・・・・・・・・P.15
在留資格一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.16
外国人の雇用に関する参考情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.17
外国人の雇用に関するQ&A・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.18
外国人雇用管理アドバイザーのご案内・・・・・・・・・・P.18
関係機関のお問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.19
外国人雇用サービスセンター・留学センター等・・・・・・・・P.19

厚生労働省 都道府県労働局 ハローワーク

PL270605101

外国人雇用状況の届出は全ての**事業主の義務**です！

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（労働施策総合推進法）第28条

雇用期間に関わらず

外国人の雇入れ及び離職の際には、ハローワークへの届出が必要です！

*** ただし在留資格「特別永住者」「外交」「公用」の方の届出は対象外です**

雇用保険の**被保険者となる**外国人の場合

>> **「雇用保険被保険者資格取得届・資格喪失届」**
事業所の管轄するハローワークに届出

雇用保険の**被保険者とならない**外国人の場合

>> **「外国人雇用状況届出書」(様式第3号)**
勤務する事業所施設（支店、店舗、工場など）の
所在地の管轄ハローワークに届出

7 外国人雇用状況の届出について

在留カード例（表面）

在留カード例（裏面）

①氏名	原則として旅券（パスポート）の身分事項頁の氏名が記載されています。 届出等の記載は、日常の通称名ではなく、この在留カードどおりに記入してください。
②在留資格	在留カードまたは旅券（パスポート）上の上陸許可証印（※1）に記載されています。 「特定技能」の場合の分野、及び「特定活動」の場合の活動類型は、旅券添付の指定書（※2）で確認してください。
③在留期間	在留カードまたは旅券（パスポート）上の上陸許可証印（※1）に記載されています。
④生年月日 ⑤性別⑥国籍	在留カードまたは旅券（パスポート）上の該当箇所を確認してください。
⑦資格外活動 許可の有無	資格外活動許可を受けて就労する外国人の場合は、在留カード裏面や資格外活動許可書（※3）または旅券（パスポート）上の資格外活動許可証印（※4）等で許可の有無・期限・許可されている活動内容を確認してください。
⑧番号	令和2年3月1日以降に、雇入れ、離職をした外国人については、在留カード番号（12桁）の記載が必要です。

7 外国人雇用状況の届出について

➤ 上陸許可証印 / 指定書 / 資格外活動許可書 / 資格外活動許可証印 (見本)



在留資格「特定技能」の場合の特定産業分野、及び「特定活動」の場合の活動類型は、旅券添付の指定書 (※2) で確認し、記入します。

7 外国人雇用状況の届出について

雇用保険の被保険者となる外国人の場合（雇入れ時）

雇用保険被保険者資格取得届（様式第2号）

17欄から23欄までを記入することで

**「雇用保険被保険者資格取得届」で
外国人雇用状況届出を同時に届出
することができます。**

2 無

備考

17欄から23欄までは、被保険者が外国人の場合のみ記入してください。

17. 被保険者氏名（ローマ字）（アルファベット大文字で記入してください。）

被保険者氏名〔続き（ローマ字）〕

18. 在留カードの番号（在留カードの右上に記載されている12桁の英数字）

19. 在留期間

20. 資格外活動の許可の有無

21. 派遣・請負就労区分

22. 国籍・地域

23. 在留資格

7 外国人雇用状況の届出について

雇用保険の被保険者となる外国人の場合（離職時）

雇用保険被保険者資格喪失届（様式第4号）

14欄から19欄までを記入することで

**「雇用保険被保険者資格喪失届」で
外国人雇用状況届出を同時に届出
することができます。**

14欄～19欄

14. 被保険者氏名（ローマ字）又は新氏名（ローマ字）（アルファベット大文字で記入してください。）
[Grid for 14 columns]

被保険者氏名（ローマ字）又は新氏名（ローマ字）〔続き〕
[Grid for 14 columns]

15. 在留カードの番号（在留カードの右上に記載されている12桁の英数字）
[Grid for 12 columns]

16. 在留期間 [Grid for 8 columns] まで
西暦 年 月 日

17. 派遣・請負 就労区分 [Grid for 1 column]
1 派遣・請負労働者として主として当該事業所以外で就労していた場合
2 1に該当しない場合

18. 国籍・地域 ()

19. 在留資格 ()

7 外国人雇用状況の届出について

雇用保険の被保険者とならない外国人（アルバイト等）の場合（雇入れ・離職時）

様式第3号（第10条関係）（表面）											
雇 入 れ						に係る外国人雇用状況届出書					
離 職											
フリガナ（カタカナ）											
①外国人の氏名 （ローマ字）			姓			名			ミドルネーム		
②①の者の在留資格						③①の者の在留期間 （期限） （西暦）			年 月 日 まで		
④①の者の生年月日 （西暦）			年 月 日			⑤①の者の性別			1 男 ・ 2 女		
⑥①の者の国籍・地域						⑦①の者の資格外 活動許可の有無			1 有 ・ 2 無		
⑧①の者の 在留カードの番号 （在留カードの右上に記載され ている12桁の英数字）											
雇入れ年月日 （西暦）			年 月 日			離職年月日 （西暦）			年 月 日		
			年 月 日						年 月 日		
			年 月 日						年 月 日		
労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第10条第3項の規定により上記のとおり届けます。											
年 月 日											
事業主 事業所の名称、所在地、電話番号等			雇入れ又は離職に係る事業所								
			雇用保険適用事業所番号 □□□□ - □□□□□□ - □ （名称） （所在地） 主たる事業所 （名称） （所在地） TEL TEL								
氏名			①の者が主として支配する事業所の事業主として登記する場合は ☐								
社会保険 労務士 記載欄			作成年月日、提出代行者、事務代理者の番号			氏名					

公共職業安定所長 殿

外国人雇用状況届出書（様式第3号）

①外国人の氏名 (ローマ字)	届出をする外国人の氏名を、在留カードどおりに記入してください。		
② 在留資格	在留カードの「在留資格」または旅券(パスポート)上の上陸許可証印に記載されたとおりの内容を記入してください。また、在留資格が「特定技能」の場合は分野、「特定活動」の場合は活動類型を記入してください。		
③在留期間	④生年月日	⑤性別	⑥国籍・地域
⑦資格外活動許可の有無	在留資格「留学」など資格外活動許可を受けるべき者である場合に、在留カード裏面や資格外活動許可書または旅券(パスポート)上の資格外活動許可証印等を確認して記載してください。		
⑧在留カード番号	在留カードの右上に記載されている12桁の英数字を記入してください。		

「雇入れ年月日・離職年月日」欄

届出期限内に離職した場合は、雇入れ年月日と離職年月日の両方を記入してください。また、届出期限内に複数回にわたって雇入れ・離職した場合は、まとめて記入してください。

「雇入れ又は離職に係る事業所」欄

外国人が就労する事業所（支店、店舗、工場など）を記入してください。
 なお、当該事業所が雇用保険適用事業所である場合には、適用事業所番号を
 記入してください。

「主たる事務所」欄

雇入れまたは離職に係る事業所が支店、店舗、工場などである場合には、
本社の雇用保険適用事業所について記入してください。

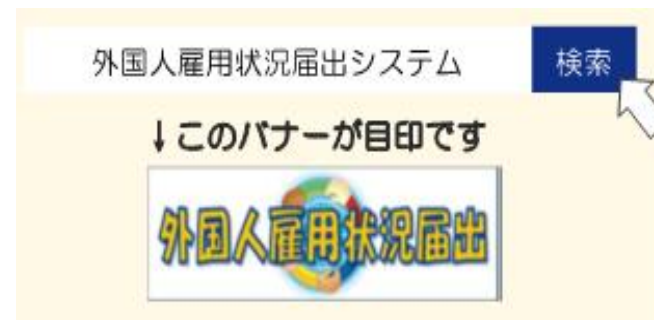
※留学生のアルバイトは資格外活動許可の範囲での就労は可能ですが、雇用保険被保険者にはなりません。

▶ 外国人雇用状況届出書（様式第3号）はインターネットでも届出が可能です

雇用保険の被保険者とならない外国人の外国人雇用状況届出書(様式第3号)による届出は、ハローワークインターネットサービスの「外国人雇用状況届出システム」を利用するといつでもできます。



- ✓ 24時間、365日いつでも届出できます。
- ✓ ハローワークへの来所は不要です。
- ✓ 複数の外国人についてまとめて届出できます。
- ✓ 届出情報をインターネットで確認・修正できます。



（注）雇用保険の被保険者となる外国人の場合はe-Govをご利用ください。

e-Gov 電子申請サイト >>>

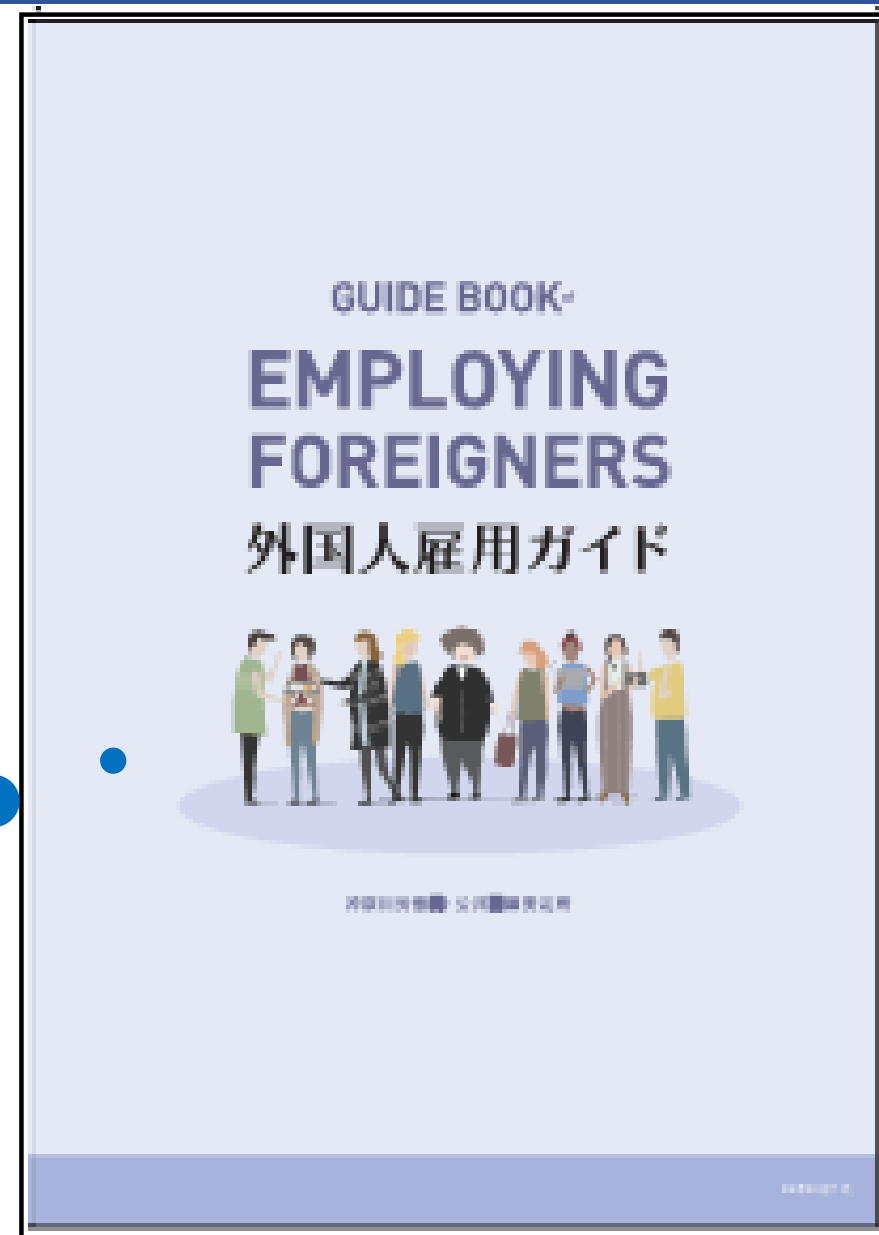


外国人労働者を雇用している、
または雇用を検討されている事業主の皆様へ
「外国人雇用ガイド」を作成しています

➤ 外国人雇用に関する**Q&A**付き

外国人労働者の適正な雇入れや
雇用管理の改善などにお役立てください

神奈川労働局HPからダウンロード
または
お近くのハローワークまで



9 外国人雇用管理アドバイザーによる事業主支援について

外国人の雇用についてお悩みなら・・・

相談無料

外国人雇用管理アドバイザーにご相談ください！

神奈川県労働局では、**外国人労働者の雇用管理の改善や職業生活上の問題**など、外国人を雇用する事業主からの様々な相談に対して、外国人雇用管理アドバイザーによる**専門的な指導・援助**を行っています。

利用方法

最寄りのハローワークを通じて、外国人雇用管理アドバイザーへの相談申込み。
訪問日程を調整の上、外国人雇用管理アドバイザーを事業主の元へ派遣し、ご相談に対応します。

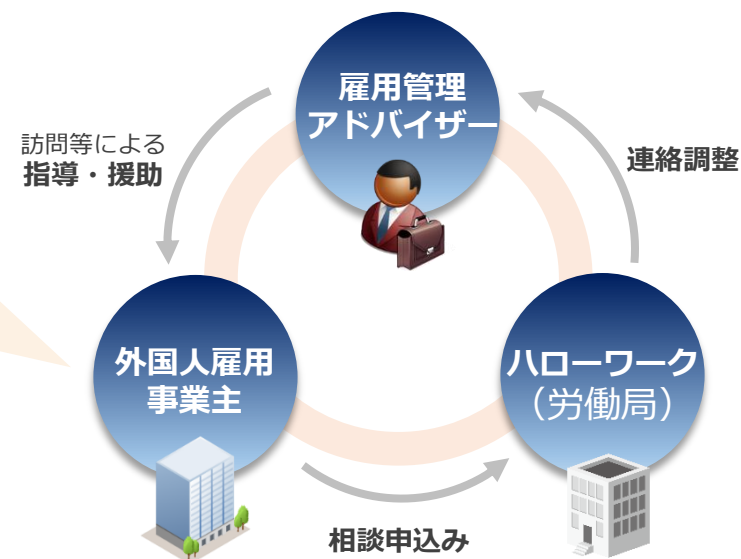
相談事例

【雇用管理面での相談】

- 外国人労働者を雇用するにあたり、どのような点を考慮したらよいか
- 日本語の不慣れな外国人労働者への職場教育はどうしたらいいか
- 労働契約、職務配置、福利厚生、退職・解雇時の注意点 等

【職業生活面での相談】

- 生活習慣・宗教観への理解とコミュニケーションをどう図ればいいのか 等



10 外国人の方に人事・労務を説明する際にお困りではないですか？

外国人の方からこんな質問や要望を受けることはありませんか？

- 最初に聞いた給料と振り込まれている金額が違うのは何で？
- なぜ、彼の方が先に昇給したの？
- 育児のために休暇を取りたいが、どうすれば？
- もっと働きたいのに、なぜ働いてはいけないの？
- ハラスメントを受けているかも知れません。どうすればいい？



- 8時が始業なので、8時ちょうどに会社に来れば良いと思います。
- 18時半になったので、帰ります。
- 年末年始の休暇はいらないので、代わりに2月に多く休ませてください。
- 会社に住所を教えたくありません。
- 健康診断を受けたくありません。 ■ 転勤をしたくありません。

外国人の方は、私たちが「当然だ」と思っている日本の法制度や雇用慣行に詳しくないかも知れません。

- ✓ 知らないことは悪いことではありません。外国人の方の悩みの背景を知り、働きやすい職場を一緒に作っていくことが大切です。
- ✓ そのためには、**母国語を用いて説明することや、「なぜ職場のルールがそうなっているのか」という理由や背景も含めて納得してもらうことが重要です。**



厚生労働省では、新たに、

- ・企業における人事・労務に関する多言語による説明や、
- ・お困りごとの背景にある文化ギャップを埋めること

に役立つ**3つの支援ツール**を作成しました！ぜひご活用ください。

【支援ツール】

- ① 外国人社員と働く職場の労務管理に使えるポイント・例文集
～日本人社員、外国人社員ともに働きやすい職場をつくるために～
- ② 雇用管理に役立つ多言語用語集
- ③ モデル就業規則やさしい日本語版



- ▶ 外国人雇用はルールを守って適正に

<https://www.mhlw.go.jp/content/000603552.pdf>



- ▶ 外国人雇用状況の届出について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/gaikokujin/todokede/index.html

